
第3章 計画の基本目標と取組の基本方向等

1 基本目標

安全で安心して暮らせる明るい地域社会を築くことはみんなの願いです。

この実現のため、市はもとより、市民、町内会、防犯団体、事業者が「地域の安全は自ら守る」という意識のもとで、地域社会の担い手として連携していくことが必要です。

また、観光や通勤、通学などで本市を訪れる人々も含め、みんなが安全で安心してこの地で暮らし、滞在することができるまちづくりを推進していかなければなりません。

こうした認識から、本計画では安全安心まちづくりの基本目標を次のとおり掲げます。

基本目標

「犯罪の防止に努めた安全で安心な地域社会の実現」

2 重点目標

本計画は、犯罪のない地域社会の実現を目指していることから、刑法犯認知件数の具体的な減少数値の目標は設定せず、毎年度、新潟県警察本部が公表する刑法犯認知件数の実績を分析・検証するとともに進捗状況を管理し、主要事業に反映させていきます。

なお、条例では、刑法犯認知件数のみならず、警察に認知されない犯罪を含めたあらゆる犯罪のない地域社会の実現を目的としていることから、犯罪件数を減少させることを重点目標としました。

重点目標

犯罪発生件数を減少させる

3 取組の基本方向

本計画の基本目標や重点目標を達成するためには、多岐にわたる犯罪発生の背景や原因を踏まえた広範な対策や対応が必要です。

本計画においては、本市における犯罪の防止に努めた安全で安心な地域社会の実現を、総合的かつ計画的に推進するため、前計画に引き続き、「意識づくり」、「地域づくり」、「環境づくり」の3つを基本方向として、具体的な施策に取り組みます。

また、本計画を推進していく上で、これら3つの基本方向について、その進捗の状態や程度を明らかとするため、市民の「防犯」に関する事項をバロメーターとし、市政モニターアンケートの結果を改善や向上の目安として示しました。

基本方向

- 意識づくり…「地域の安全は自ら守る」という自主防犯意識を高める取組
- 地域づくり…「地域の安全は自ら守る」ため連帯感を持った地域づくりへの取組
- 環境づくり…「犯罪に遭わない、起こさせない」ための安全で安心して暮らせる環境づくりへの取組

3-1 意識づくり

「意識づくり」とは、「地域の安全は自ら守る」という自主防犯意識を高める取組です。発生する犯罪のうち、その多くを占める自転車盗、車上ねらい、空き巣、忍び込みなどの窃盗犯は、市民の身近なところで起きています。

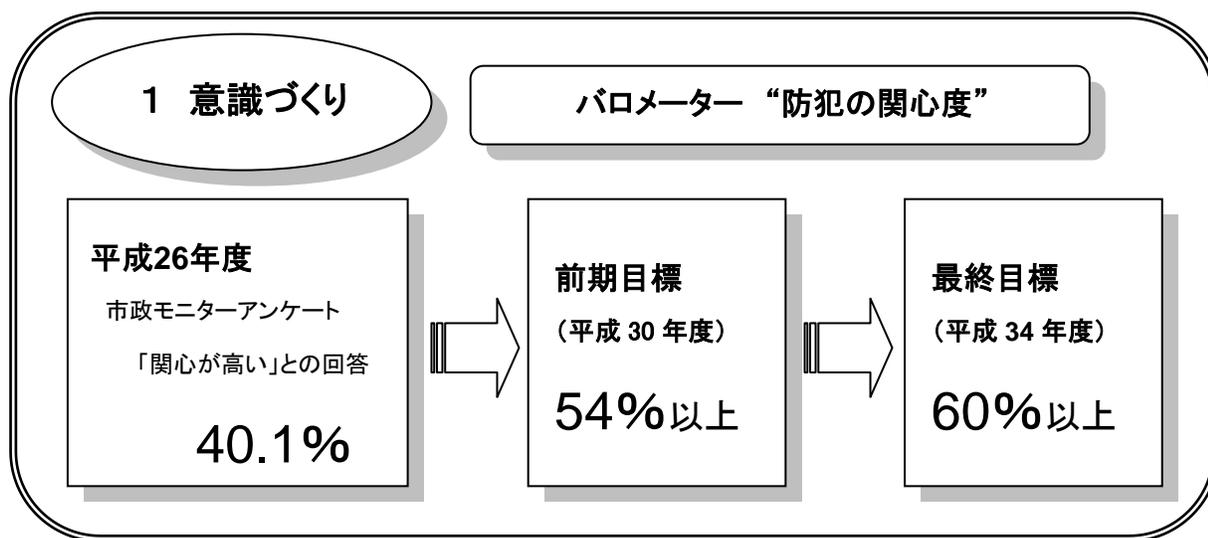
また、社会的弱者を狙った悪質・巧妙な特殊詐欺や悪徳商法などの犯罪が多発しています。こうした身近な犯罪は、北陸新幹線の開業や上信越自動車道の4車線化等、高速交通体系の進展に伴い、より広域的に増加することが懸念されることから、これら要因を踏まえた取組を進めていかななくてはなりません。

犯罪の防止に努めた安全で安心な地域社会の実現のための基本となる考え方は、市民一人ひとりが「地域の安全は自ら守る」という意識をもって防犯活動を行っていくことであり、市はこれらの活動を支援していくとともに、具体的な手口や犯罪から身を守る方法等を周知しながら、市民の自主防犯意識の高揚を図っていきます。

また、警察や関係機関と連携し、特殊詐欺の未然防止や早期発見するための相談体制の充実を図っていきます。

平成26年度市政モニターアンケート結果では、市民の「防犯」の関心度が、「非常に関心が高い」あるいは「関心が高い」が全体の40.1%と半数を下回り、前計画でのバロメーターとして設定した60%を超えることができませんでした。

そこで、さらに諸施策を推進して計画期間の前期である平成30年度までに防犯の関心度を54%以上、そして最終年度となる平成34年度までに60%以上に向上させることを本計画の推進状況を測るための目安とします。



3-2 地域づくり

「地域づくり」とは、「地域の安全は自ら守る」ため連帯感を持った地域づくりの取組です。

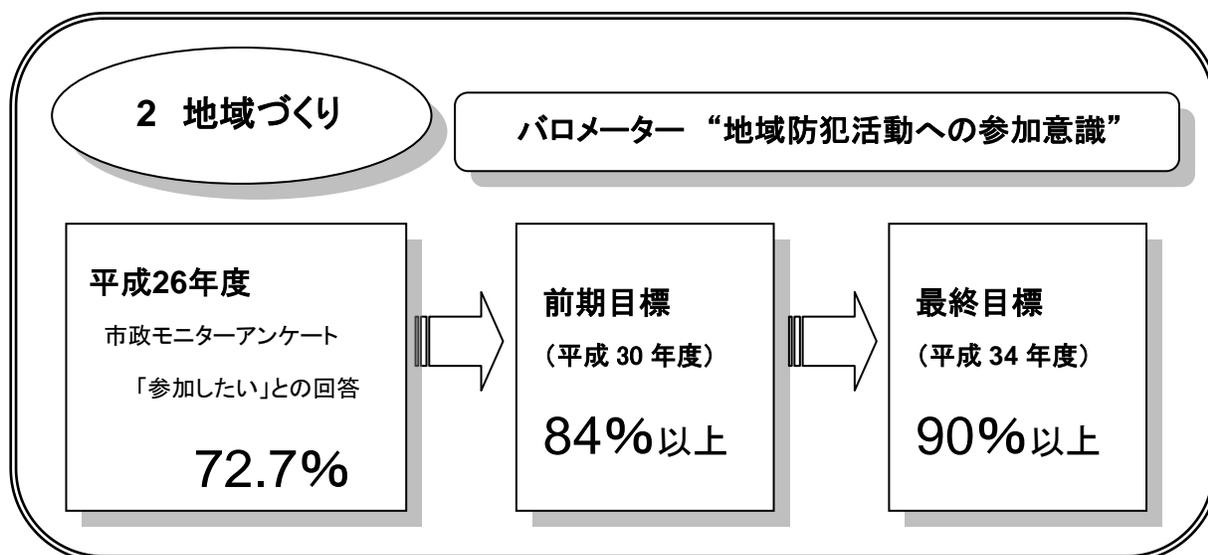
近年、都市化の進展や生活様式の多様化、また、情報伝達手段の飛躍的な進歩や変化などを背景として、地域社会における連帯感の希薄化が進み、コミュニティ活動の活力が低下してきているといわれています。

防犯面においても、地域社会がかつて持っていた「人の目」による犯罪抑止機能が低下しつつあることから「地域の安全は自ら守る」という意識のもとに、お互いに守り支え合うコミュニティを形成する必要があります。

犯罪の防止に努めた安全で安心な地域社会の実現のため、地域防犯の意識を地域全体に広め、市ではこうした活動を支援し、地域づくりを推進していきます。

平成26年度市政モニターアンケート結果では、地域の防犯活動に「積極的に参加したい」、「機会があれば参加したい」が全体の72.7%と前計画でバロメーターとした90%を超えることができませんでした。

そこで、市民の関心の高い防犯活動への参加意識を具体的な活動につなげるための施策を研究し実行することで、計画期間の前期である平成30年度までに「積極的に参加したい」、「機会があれば参加したい」を84%以上、そして最終年度となる平成34年度までに90%以上に向上させることを本計画の推進状況を測るための目安とします。



3-3 環境づくり

「環境づくり」とは、地域社会の「環境づくり」、つまり「犯罪に遭わない、起こさせない」ための安全で安心して暮らせる環境づくりへの取組です。

全国的に、本来安全であるべき学校や通学路において、子どもを対象とした事件や不審者による声かけ等が発生しています。また、道路、公園等での犯罪や住宅への侵入犯罪も多数発生しており、誰もが犯罪被害に遭う可能性が高くなっています。

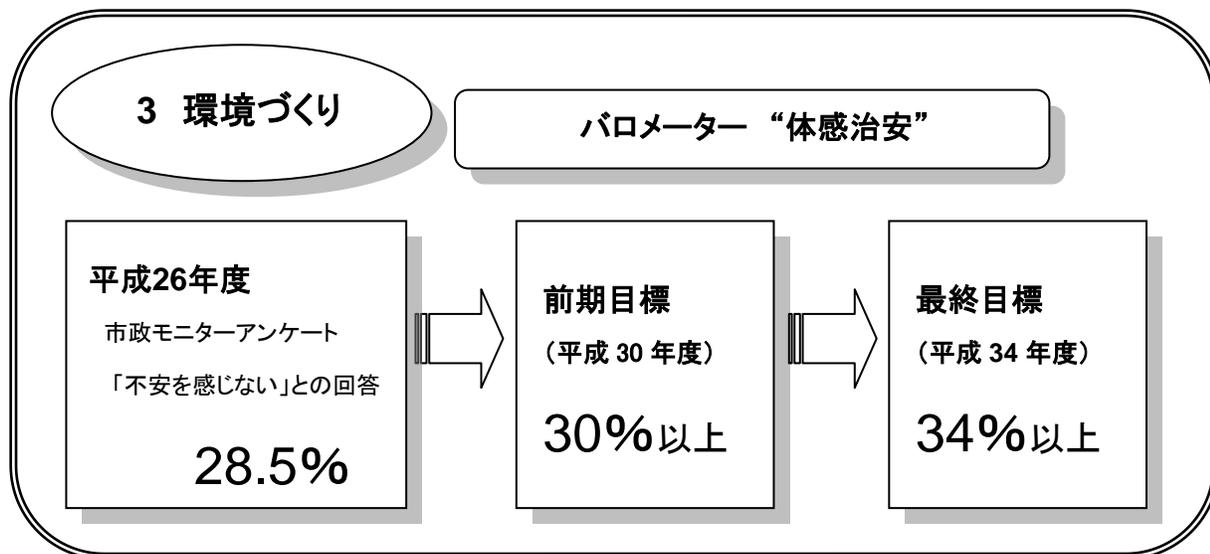
こうしたことから、犯罪の温床となりにくい清潔で美しいまちを築くため、学校をはじめ公園や道路等の防犯性の向上や安全対策を推進し、犯罪の起こりにくい環境をつくる必要があります。

市では、市民の「犯罪に遭わない、起こさせない」ための環境づくりの取組を推進します。

平成26年度市政モニターアンケート結果では、犯罪の被害者になりうることについて「まったく不安を感じない」、「あまり不安を感じない」が全体の28.5%という結果であり、前計画でバロメーターとして設定した35%を超えることができませんでした。

また、市民が被害に遭う不安を抱えている犯罪としては、侵入盗（空き巣、事務所荒し等）、商法犯罪（特殊詐欺等）、屋外での犯罪（車上ねらい、自動販売機ねらい等）、乗り物窃盗（自動車、自転車、バイク等）、性的犯罪（痴漢、ストーカー等）などの身近で起こりうる犯罪が多く、また犯罪被害への不安原因として「全国各地で凶悪事件が増えている」が全体の74.9%と圧倒的に多く、次いで「身近な場所で犯罪が増えている」、「犯罪状況がわからない」の順でした。

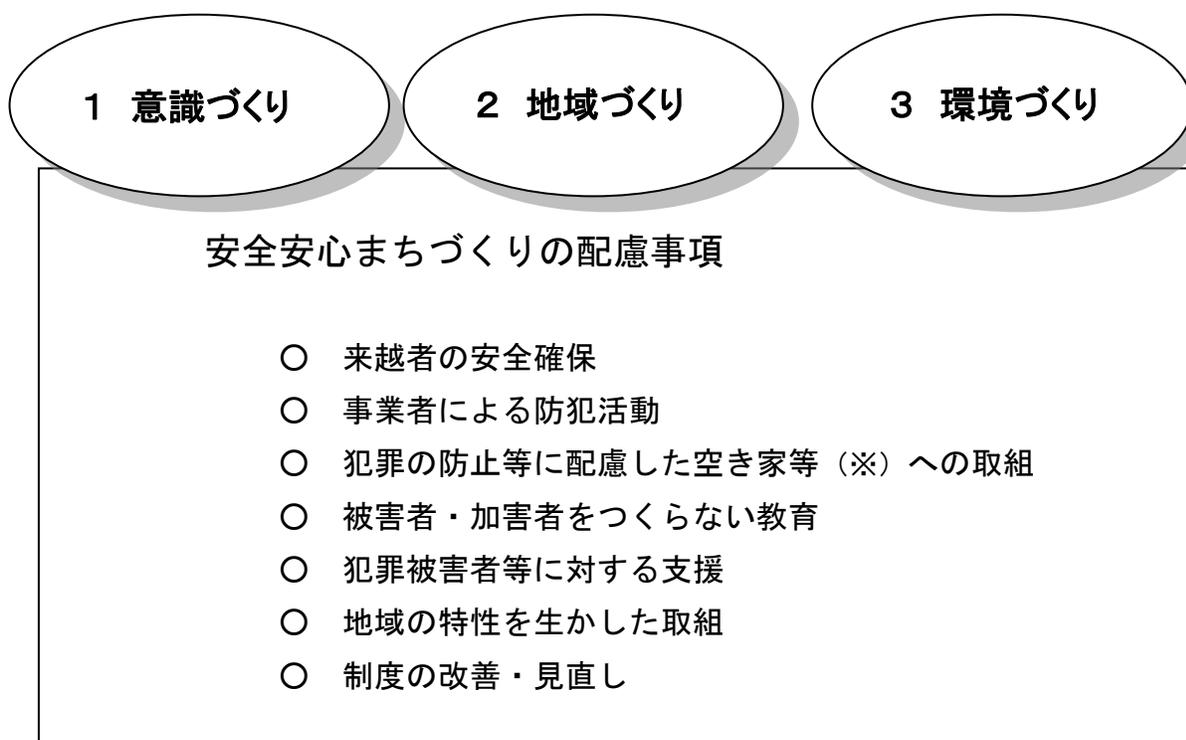
全国各地で発生する凶悪事件や身近な場所で発生する犯罪を背景に身近な安全（以下「体感治安」という）の悪化がうかがえますが、一方で犯罪状況がわからないことの不安感もあることから、さらに環境づくりの施策を推進するとともに、市民に安心感を与えるようなきめ細かな広報に努め、計画期間の前期である平成30年度までに「まったく不安を感じない」、「あまり不安を感じない」という“体感治安”を30%以上、そして最終年度となる平成34年度までに34%以上に向上させることを、本計画の推進状況を測るための目安とします。



4 安全安心まちづくりの配慮事項

条例では、重点的に推進する事項や本市が独自に規定した責務、独自に取り組む施策などを明確にしています。

本計画では、条例で示すもののほか、前計画で示した7つの重要な事項について、引き続き施策や事業をより充実させるための視点として、安全安心まちづくりの配慮事項として位置付けることとしました。



（※）空き家等には空き地も含まれます。

4-1 来越者の安全確保

市民はもとより本市を訪れる人々も含め、安全で安心してこの地で暮らし、滞在することができる地域社会を実現するため、「来越者の安全確保」を配慮事項に位置付けて、それぞれの個別事業の中に反映させた取組を推進します。

本市では、平成27年春北陸新幹線が開業したほか、上信越自動車道の4車線化、新水族博物館の建設など、まちの力が一層高まるとともに、様々な交流の契機となる夢のある大規模プロジェクトが進行しており、来越者が格段に増加することが見込まれます。

仕事や観光等で本市を訪れる人々に安全で安心して滞在していただくため、市や市民が、地縁団体、事業者等の地域社会の担い手と連携し、それぞれの防犯活動の積極的な取組を推進していくことが重要です。

市では、「来越者の安全確保」に配慮し、上越商工会議所・各区商工会、警察など関係する団体や機関と連携し、宿泊施設や観光施設などの事業者に理解を求め、意識啓発、広報活動、防犯情報の提供、防犯講習会等の開催に取り組んでいきます。

4-2 事業者による防犯活動

事業者も地域社会を形成する重要な主体のひとつであることから、「事業者による防犯活動」を配慮事項に位置付けて、それぞれの個別事業の中に反映させた取組を推進します。

条例第7条では、「事業者の果たすべき責務」を定めています。

事業者には、自らの施設や事業活動に関して安全を確保し、従業員の意識を高め、知識の習得を図る配慮のほか、地域の一員として地域防犯活動へも参加していただくよう努めてもらうことが望まれます。

市では、上越商工会議所・各区商工会、上越市防犯協会、警察など関係する団体や機関と連携し、事業者を対象とした広報活動や防犯情報の提供、防犯活動への協力依頼、防犯講習会の開催などの支援に取り組んでいきます。

また、事業所等において犯罪の防止を目的として設置及び利用する防犯カメラについて、人権に配慮した適切な運用が図られるよう努めていきます。

条例（抜粋）

（事業者の責務）

第7条 事業者は、基本理念にのっとり、当該事業者が所有し、占有し、又は管理する施設及びその事業活動に関し、自らの安全の確保に努めるとともに、その事業活動におけるあらゆる機会をとらえて、安全安心まちづくりを推進するよう努めるものとする。

2 事業者は、その従業員の安全安心まちづくりに対する意識を高めるため、必要な知識の習得が図られるよう努めるものとする。

3 事業者は、市がこの条例に基づき実施する施策に協力するよう努めるものとする。

4-3 犯罪の防止等に配慮した空き家等への取組

近年、過疎化の進行・人口の減少などの社会的要因や、事業経営・資産管理などの経済的要因により、空き家をはじめ管理放棄された住宅・アパート・事業所などが増加し、社会問題になっています。

管理が不十分な空き家等の増加はやがて、雑草の繁茂や害獣・害虫の発生、不法投棄の温床、景観の悪化につながるほか、建物の劣化による屋根や外壁の崩落、放火や不法侵入など犯罪の温床となることなど、防犯面のみならず、防災面や衛生上、景観上の問題発生が懸念されます。

空き家等は本来所有者（管理者、使用者を含む。）が適正に管理すべきものですが、まちの荒廃となる要因を最少化させ、安全で安心して暮らせる環境づくりのため、「犯罪の防止等に配慮した空き家等への取組」を配慮事項に位置付けて、取組を推進します。

4-4 被害者・加害者をつくらない教育

犯罪の防止に努めた安全で安心な地域社会を実現するためには、犯罪の被害に遭わないための教育（被害者をつくらない教育）と、犯罪を起こさないための教育（加害者をつくらない教育）両者の充実を図っていく必要があることから、「被害者・加害者をつくらない教育」を配慮事項に位置付けて、取組を推進します。

被害者をつくらない教育には、犯罪被害の予防策や防止策、対処方法などの知識の習得を目的とする、こども安全教室（幼児対象の連れ去り防止教室等）、児童安全教室（低学年児童対象の連れ去り防止教室等）、高齢者防犯教室、護身教室、不審者侵入対応訓練などがあります。

加害者をつくらない教育には、非行防止教室、薬物乱用防止教室、いじめ防止教室などがあります。

また、罪を犯す人の中には、子どもの頃に虐待を受けた経験のある場合が少なくないという指摘もあり、児童虐待防止を含めた防犯教育が、被害児童をつくらないだけでなく、将来の加害者をつくらないための重要な教育活動であると言えます。

市では、警察や上越少年サポートセンターなどの専門的な知識や技能を有する関係機関や民間団体等と連携を図り、被害者・加害者をつくらない教育に取り組んでいきます。

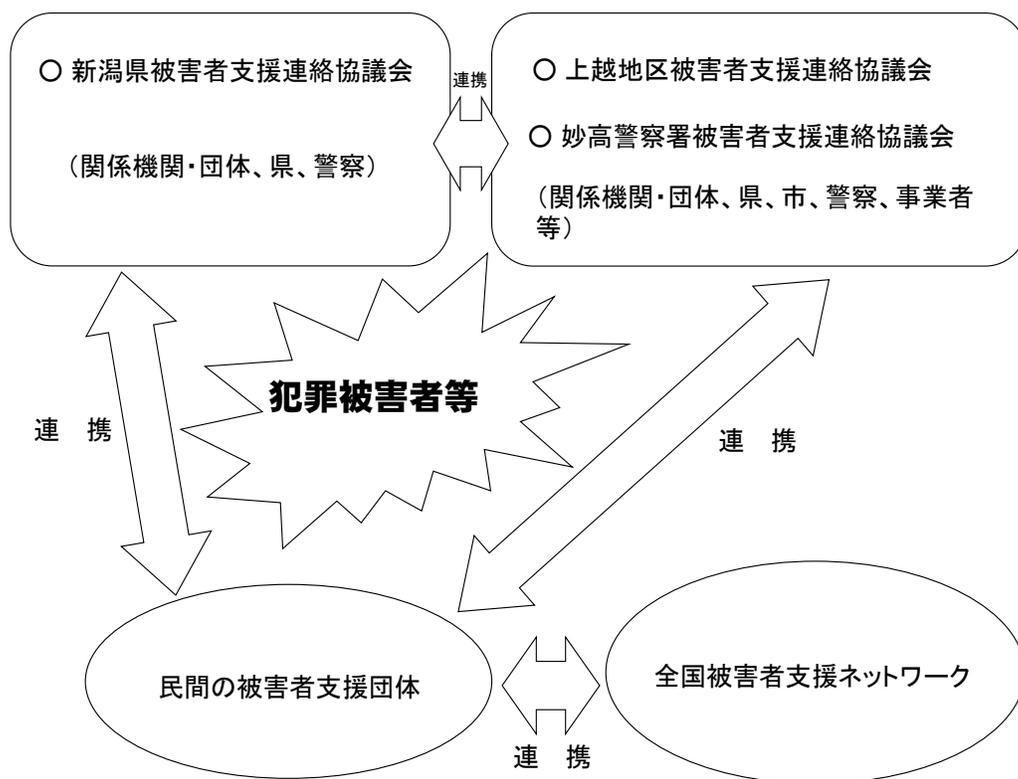
4-5 犯罪被害者等に対する支援

犯罪の被害に遭った人やその家族が、少しでも早く立ち直ることができるように、「犯罪被害者に対する支援」を配慮事項に位置付け、警察署単位で設置する警察署被害者支援連絡協議会による取組を基本とし、国や県、関係機関と連携しながら、各種支援・相談窓口などそれぞれの機関の横断的な連携を図っていきます。

(次ページの犯罪被害者に対する支援制度等一覧表を参照。)

市では、市民の一番身近な窓口としてそれぞれの機関へ導く役割を果たしていくとともに、関係する庁内各課の連携を密にしています。

犯罪被害者に対する支援体制図



※ 犯罪被害者等：犯罪等により害を被った者及びその家族又は遺族（犯罪被害者等基本法(平成16年法律第161号)第2条第2項)

犯罪被害者に対する支援制度等一覧表

支援内容	制度名	関係機関、団体等
危機介入	指定被害者支援要員制度	警察
情報提供	被害者連絡制度	警察
	被害者等通知制度	検察庁
再被害防止	DV法※1に基づく保護命令等	県、市、警察、裁判所
	ストーカー規制法※2に基づく警告	県、市、警察、裁判所
	住民票の閲覧制限（DV、ストーカー）	市、警察
プライバシー保護	人権救済制度	法務省の人権擁護機関
経済的支援	犯罪被害給付制度	警察
	検案書、診断書、遺体搬送等の費用負担	警察
	所得控除	税務署
	犯罪被害救援基金	公益社団法人犯罪被害救援基金
裁判における支援	被害者支援要員制度	検察庁
	裁判における各種支援制度	裁判所
	不起訴処分の妥当性の審査	検察審査会
各種相談	各種相談	警察本部、警察署、少年サポートセンター、市
	被害者ホットライン	検察庁
	犯罪被害者支援ダイヤル	日本司法支援センター（法テラス）
	無料相談	弁護士会
	被害に関する心の相談	公益社団法人にいがた被害者支援センター
	心の健康	精神保健福祉センター、保健所、市
	自殺防止	上越地域いのちとこころの支援センター 社会福祉法人新潟いのちの電話
	カウンセリング	警察本部犯罪被害者支援室、県臨床心理士会
	子ども、女性、DV、児童虐待	県女性福祉相談所、児童相談所、警察、市
	暴力団に関する相談	新潟県暴力追放運動推進センター、警察
	人権相談	法務局、市
悪質商法	県・市の消費生活センター	

※1 DV法：配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（平成13年法律第31号）

※2 ストーカー規制法：ストーカー行為等の規制等に関する法律（平成12年法律第81号）

4-6 地域の特性を生かした取組

犯罪の発生には、地域の立地、環境、人口、交通等の特徴や様々な要素が影響を及ぼしあっているものと考えられるため、「地域の特性を生かした取組」を配慮事項に位置付けて、取組を推進します。

本市は市域の拡大で様々な地域特性を有することから、市域全体に共通する支援や取組を行うだけでなく、それぞれの地域に即した視点を持つことが必要になります。

市では、これまでのモデル事業の取組を生かし、地域の特性や犯罪発生の状況、地域防犯活動の状況等を総合的に考慮し、事業に取り組んでいきます。

4-7 制度の改善・見直し

犯罪の防止に努めた安全で安心な地域社会の実現を進めていく取組は、ソフト、ハードを含め多岐にわたり、いずれの取組も安全安心まちづくりにおいて必要不可欠な要素です。

しかしながら時間の経過とともに、取組に対する関心が薄れたり、形式的なものとなってしまいうケースもあるのが現状です。

こうした現状を回避し、常に時代にあった取組を展開していくため、市では「上越市みんな防犯安全安心まちづくり推進会議」と連携し、進捗状況の確認や効果の測定、制度の見直し・改善を行っていきます。

5 計画の体系

安全で安心して暮らせる明るい地域社会を築くため、本計画では基本目標と、さらにその実現に向けた重点目標を設定しました。

これをもとに取組の基本方向を3つに区分し、それぞれの主な施策を総合的、体系的に整理し、計画の体系のとおり位置付けました。

計画の体系

